令和８年度
南あわじ市保育所等入所案内書

この「保育所等入所案内書」をよく読んでいただき、入所要件に該当しているかご確認のうえ、必要書類を添えてお申込みください。

令和８年度当初の申込みについて

●**申込方法**（オンライン申込推奨）

	方法	申込受付期間	備考
①	**オンライン申込**	**10月１日（水）～26日（日）**	申込者のマイナンバーカードが必要です。 下記QRコードから手続きしてください。 （新規と継続申込でリンク先が異なります）
②	市役所に 書類を提出	10月14日（火）～24日（金） 8:30～17:15 （木曜日は19:00まで）	・市外施設へ申し込む方 ・マイナンバーカードやスマートフォン、パソコン等をお持ちでない方 ・オンライン申込みができなかった方
③	保育施設に 書類を提出	10月20日（月）～24日（金） 9:00～17:15	・マイナンバーカードやスマートフォン、パソコン等をお持ちでない方 ・オンライン申込みができなかった方

※申込書類は、10 月１日から南あわじ市ホームページ、市役所子育てゆめるん課で入手できます。

※施設での書類配布は上記期間となります（「就労証明書」のみ、期間外でも配布します）。

※「就労証明書」の作成には勤務先の担当部署に依頼する必要があるため時間がかかる場合があります。市のホームページに様式を掲載していますので、お早めにお手続きを進めてください。

※申込書類が揃っていない場合、受付することができません。

※保育施設へ提出する際の事前の電話連絡は不要です。

市ホームページ（オンライン申込・様式ダウンロード）

注 意 事 項

（1）令和8年度の途中で育児休業から職場復帰するため入所希望される方も上記受付期間内にお申込みください。

（2）0～2歳児の場合、育児休業中の入所はできません（育休復帰の前月から入所可能です）。

（3）未出生のお子様の申し込みも可能です。名前の欄に「ベビー」と記入し、生年月日欄には出産予定日を記入してください。

（4）南あわじ市外の施設へ申し込む場合、オンライン申込はきません。子育てゆめるん課でお続きください。

（5）すでに市内保育施設を利用中の方も継続申込書の提出が必要です。

南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課
TEL　０７９９－４３－５２１９

保育施設について

保育所(園) (2・3 号認定)	家族（父母や祖父母など）の皆さんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなど色々な事情のために、お子さんを家庭で保育することができない状況にあるとき、保護者の委託を受けてお子さんを保育する通所型の児童福祉施設です。
幼稚園 (1 号認定)	満３歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。 教育時間は午前中４時間で、家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。午後の預かり保育を希望する場合は、保育所入所と同様に就労等の入所要件が必要となります。
認定こども園 (1 号認定) (2・3 号認定)	保育所と幼稚園の両方の機能を持っている児童福祉施設です。 保育を希望する場合は、保育所入所と同様に就労等の入所要件が必要となります。満３歳以上で午前の教育時間のみを希望する場合は、幼稚園入所と同様で家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。
地域型保育所 (3 号認定)	保育を希望するお子さんで、主に０歳児から２歳児までを対象とし、少人数で保育する施設です。

認定について

保育所等を利用するためには、南あわじ市から保育の必要性の有無等に応じた認定「教育・保育認定」を受ける必要があります。

認定には、３つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

区分	対象児童	保育の必要性	利用施設
１号認定（教育標準認定）	満３歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
２号認定（保育認定）	満３歳以上	あり	保育所(園)、認定こども園
３号認定（保育認定）	満３歳未満	あり	保育所(園)、認定こども園、地域型保育所

また、２号認定と３号認定については、保育が必要な時間（就労等の時間）に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の２つの区分に分けられます。※保育が必要な時間は、保護者から提出された就労等証明書で確認します。

区分	保育が必要な時間（保育の必要量）	施設利用時間※
保育標準時間	就業等時間が**月 120 時間以上**	８時～18 時
保育短時間	就業等時間が**月 64 時間以上** 120 時間未満	８時～16 時

※ 私立施設の利用時間は各施設で異なりますので、直接お問合せください。

クラス年齢（令和８年度）

令和８年４月１日時点の年齢がクラス年齢となります。

例：「３歳児クラス」の場合　…令和４年４月２日～令和５年４月１日生まれ

令和８年４月１日時点で３歳、令和８年度中に４歳を迎える児童

申込から利用決定までの流れ

１．申込み　　表紙の期間に申込み受付します。必要書類を提出してください。
※入所決定は、申込先着順ではありません。

２．審査　　提出書類により審査し、保育の必要性の高いお子様から入所施設の利用調整をしていきます。
※全体の定員や年齢別の定員を超えた場合は、保護者の就労、家庭の状況等を考慮し、より保育の必要性の高いお子様が利用できるよう調整します。

３．入所決定・通知　　入所決定の場合、１月末頃に支給認定証、入所（内定）承諾書を送付します。入所できない場合や第１希望施設以外となる場合は、１月上旬に意向確認書を送付する予定です。

４．入園説明会　　（公立施設）令和８年２月 10 日（火）10 時から各保育施設で行われる予定です。年度途中で入所する方もご参加ください。
（私立施設）各保育施設より日時や入園準備物等の案内があります。

５．保育料等決定通知　４月初旬までに送付します。

入所（園）式（予定日）

公立保育所（園）・こども園・・・令和８年４月　６日（月）
公立幼稚園　　・・・令和８年４月 10 日（金）
※後日、各施設より別途案内があります。

入所申込み後・入所後に必要な届出

入所申込み後や入所決定後に次のような場合は、保育料等が変更となる場合がありますので、変更があり次第、必ず提出必要書類を子育てゆめるん課又は各施設へ届出てください。

〔変更内容例〕
１．住所・世帯構成・氏名変更・保護者変更等（離婚・結婚、転居等）
２．就労先・就労時間等の変更
３．保育の理由の変更（就労⇔求職など）

〔提出書類〕
１．教育・保育給付認定変更申請書兼入所申込書記載事項変更届
２．勤務証明書等、必要証明書類

認定変更は、申請のあった翌月からとなります。申請が遅れた場合、原則、遡っての変更はできません。また、入所、退所は月単位（初日入所・末日退所）のため、日割りによる保育料・副食費の返金等はありません。

※年度の途中での転園は、相当の理由がない限り認められませんので、事前に子育てゆめるん課へご相談ください。

入所できる児童（「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けられる児童）

児童の保護者（両親等）全員が次のいずれかの理由により保育の必要性があると認められる児童、かつ、**１ヶ月 64 時間以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件となります。**

●保育を必要とする理由

(1) 就労	保護者等が昼間に労働することを常態としている場合
(2) 母親の出産等	母が妊娠中であるか又は出産後間がない場合 ※入所期間は、概ね出産予定日２ヶ月前から出産後３ヶ月までです。
(3) 疾病・障害等	保護者等が疾病、負傷、又は精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
(4) 病人の看護等	保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
(5) 家庭の災害	震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6) 求職活動	保護者等が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童を保育できない場合 ※入所期間は３ヶ月以内（４月入所の場合６月末まで）。入所後３ヶ月以内に就労等証明の提出がない場合、原則、退所となります。
(7) 就学	保護者等が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童を保育できない場合
(8) 虐待・ＤＶ	児童虐待やＤＶのおそれがあるため、児童を保育できない場合
(9) 育児休業取得	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
(10) 特例・その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合

※　入所要件に該当し、かつ**児童に心身の障がいや支援が必要と思われる場合、**受入体制等を考慮する必要がありますので、**申込時等に申し出ていただくか、申込書の「特記事項」にご記入ください。**

入所できる児童（「教育標準時間認定（1号認定）」を受けられる児童）

幼稚園・認定こども園の１号認定（午前 8：30～午後 0：30 の教育時間）のみを希望される場合は、上記の「保育の実施を必要とする理由」は不要です。

認定申請及び入所申込に必要な提出書類

①　教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書（全員提出）

②　保育を必要とする証明書（保育所・こども園申込者全員提出※幼稚園・こども園１号除く）

児童保護者（父母）それぞれの理由に応じた必要書類を提出してください(ただし、父母以外で生計中心者がいる場合は、その方の分も提出してください）。

保育を必要とする理由		必要書類
(1)就労 (9)育休	会社員等	「就労証明書」 ・勤務先で証明を受けてください（修正がある場合は必ず勤務先の方が修正してください。修正テープは使用しないでください)。 ・育休中で、復帰後入所予定の場合は、育休終了期間が記載された証明が必要です（復帰後、改めて就労証明書の提出必要)。
	自営業・ 農漁業	「就労証明書」 ・事業主から証明を受けてください。
	就労内定・ 就労予定	「就労証明書」または 「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他)」 ・入所後３ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
(2)母親の出産等		「母子健康手帳」(表紙・分娩予定日掲載ページ)の写し
(3)疾病・障害等		「保育所等入所理由申立書（疾病・障害、看護・介護)」および疾病の内容や程度、療養の期間がわかる診断書の**2点**
(4)病人の看護等		「保育所等入所理由申立書（疾病・障害、看護・介護)」および看護や介護を受ける家族の方がその必要があると分かる書類(診断書･身体障害者手帳等)の**2点**
(5)家庭の災害		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他)」および罹災証明書等の写しの**２点**
(6)求職活動		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他)」
(7)就学		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他）」および在学証明書の**２点**
(8)虐待・ＤＶ		「保育所等入所理由申立書（求職活動、就学、その他)」および各機関(子ども家庭センター等)での相談証明の**2点**
(10)特例・その他		市長が必要と認める書類

※　きょうだい同時申込みの場合、原本は１部で構いません。年齢の若い児童に添付してください。

③　マイナンバーカードの写し（※該当者のみ）

※単身赴任等の理由で南あわじ市外に住民票がある世帯員は、マイナンバーカードの写しを添付してください（保育料等の算定に利用します)。マイナンバーカードをお持ちでない方は、令和７年度市民税額確認のため、住所地で取得した課税証明書を添付してください。

④子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（該当者のみ）

幼稚園で、就労等の理由で午後預かりを希望する方は、保育を必要とする証明書(上記②)を添付してください。

③　預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書（公立の場合、全員後日提出）

１月末頃の入所内定通知に同封し送付しますので、入園説明会時または市役所へ２月末までにご提出ください。私立施設の場合、別途提出依頼があります。(記入例 p. 12 参照)。

利 用 時 間【幼稚園・こども園】（１号認定）

１．通 常 保 育　　※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	教育時間　　８時 30 分～12 時 30 分（昼食有） 預かり保育　12 時 30 分～16 時 00 分※

※　長期休業日(春・夏・冬休み期間)の預かり保育時間は、8 時 30 分～16 時 00 分

※　土曜日保育の実施はありません。

利 用 時 間【保育所・認定こども園】（２・３号認定）*就労等保育理由のある方

１．通 常 保 育　　※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	保育短時間　　８時 00 分～16 時 00 分 保育標準時間　８時 00 分～18 時 00 分※1
土曜日※2	８時 00 分～18 時 00 分(昼食有)注：短時間認定の園児は 16 時 00 分までです。 （実施場所）　八木保育所

※1　神代保育所・市こども園は 7：30～18：30

※2　就労等のため土曜保育を希望する場合は、利用前月の 15 日までに通所中の保育所等へお申込みください(買物や娯楽などの私的な理由による利用はできません)。

２．延 長 保 育（有料）　　※私立施設については、直接ご確認ください。

利 用 日	月～金曜日
時　　間	①全施設の短時間認定の方 16 時～18 時 ②神代保育所・市こども園の標準時間認定の方 ７時～７時 30 分・18 時 30 分～19 時
要　　件	共働きによる就労や通勤に時間を要する等のやむを得ない事情があり、認定時間を超えての保育が必要と認められる場合
利用方法	入所申込時、又は就労時間等に変更が生じる場合に保育所等へお申込みください。原則、利用の前月 15 日頃までに申し込んでください。
利用料金	通常保育料とは別に定めた保育料（月額）を翌月に徴収します。 保育料は世帯の課税状況により決定します。 （この料金は、光熱水費やおやつ代となります。）

※買物や娯楽などの私的な理由による場合、又は一時的な利用はできません。

※利用料は月額となりますのでご注意ください。

３．入所当初の保育時間（慣らし保育）

保育所等に通い始める児童は、集団生活に慣れるまで一定期間かかるのが通例です。このため、新しく入所される児童に限り、２週間程度短時間（お昼すぎまで）の慣らし保育となります。ただし、勤務等の関係で短時間の保育がどうしても不都合である場合は、各保育所へご相談ください。

休園日【幼稚園・保育所・認定こども園】

日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12 月 29 日～１月３日）

保 育 料・副食費

１．保育料・副食費の算定方法

保育料・副食費(おかず代)は、世帯の市町村民税所得割額や児童の年齢、保育時間等により決定します。

祖父母等が入所児童を税や健康保険上、扶養していたり、生計の中心者である場合は祖父母等の税額も合算します。

なお、保育料・副食費を決定する際、「配当控除」「外国税額控除」「寄付金控除」「住宅借入金等特別控除」「特定増改築等に係る住宅借入金等の所得税額特別控除」等は適用せず、これらの控除前の税額で算定することになります。

また、４月～８月の保育料・副食費は、令和７年度市民税（令和６年１月～12 月中の収入）をもとに決定し、９月以降は令和８年度市民税（令和７年１月～12 月中の収入）をもとに決定します。

※所得未申告等により税額を確認出来ない場合、保育料の算定ができず、最高額に決定する場合がありますので必ず申告してください。

２．保育料徴収基準額

保育料の各階層の額については、国の基準や保育経費等を考慮し決定する予定です。

（参考までに令和７年度保育料徴収基準額一覧を P. 13 に掲載しています）

３．３歳児以上の入所児童にかかる保育料

所得に関わらず、保育料は全員無償（０円）となります。

４．第２子目以降の入所児童にかかる保育料

同一世帯から２人以上の児童が入所（同時入所）している場合、第２子目は半額、第３子目以降は無償（０円）となります。※所得割額が 57,700 円未満の場合は、小学生以上も含めて児童のカウントをします。(p. 14 参照)

５．３歳児以上の副食費

３歳児以上の副食費徴収・免除については、上記１のとおり決定します。

（３歳未満児の給食費は保育料に含まれています。）

公立の場合、令和７年度は月額 4,000 円（令和８年度以降の副食費は、入所決定の時期に改めてお知らせします)。私立の場合、施設により金額が異なります。

６．保育料・副食費の徴収日

毎月 25 日（金融機関が休みの場合はその翌営業日)、指定の金融機関より口座振替します。期日までに保育料・副食費を納付していただける預金をご準備願います。

※口座を変更する場合は、用紙をお渡ししますので保育所等へ申し出てください。

※私立施設については、各施設にお問い合わせください。

保育所等への送迎

児童の保育所等への送迎は、保護者の責任で行ってください。

入所後の注意事項

１．保育の実施解除について

次のような場合、保育の実施を解除することがあります。

⑴ 手続において書類の不備、虚偽があった場合

⑵ 出産による理由で入所した方で、産後３ヶ月経過し、保育の必要性が認められない（他の理由で要件を満たさない）場合

⑶ 勤務時間及び勤務日数が少ない場合（就労時間等が 64 時間に満たない場合）

⑷ 入所申込時に求職中として「入所理由申請書・確認書」を提出しているが、３ヶ月経過しても就労等証明書が提出されない場合（保育の必要性がないと判断します）

２．保育料等の滞納について

⑴ 保育料等を３ヶ月以上滞納すると、児童手当より特別徴収を行う場合があります。

※特別徴収とは、「保育料（現年度分に限る）」を滞納している児童手当受給者の方を対象として、児童手当からその滞納分を差し引いて手当を支給するものです。これは、受給者の意思に依らず市の判断により強制的に徴収を実施する制度です。

⑵ 保育料等の支払方法を相談されたい方は、子育てゆめるん課に事前連絡のうえお越しください。

⑶ 保育料の滞納が長期にわたる場合は、法律に基づき差し押さえ等の処分を受けることがあります。

３．市民税の申告をされていない方について

令和８年度保育料等は、前年度・当年度市民税で決定されます。

申告をされていない方は、市民税額がわからないため、保育料徴収基準額を最高額（第８階層）に決定することになりますので、お早めに手続きください。

申告が必要となる方とは次に該当する方です（例外あり）。

⑴ 確定申告や市民税の申告をしていない。

⑵ 会社等からの給与支払報告等が税務課に提出されていない。

⑶ 申告や給与支払報告書の中で誰の扶養にもなっていない。

・事業収入・給与収入のある方は、配偶者等の扶養になっている、収入が少ないなどにかかわらず、必ず、市の税務課で申告してください。

・保育所の入所の際に就労証明を提出されている方で、その収入のデータがなければ、扶養されていても申告されていないと判断し、保育料徴収基準額を最高額（第８階層）に決定する場合があります。

４．年度途中で市民税額が変更となる場合について

年度途中に税額が変更になった場合は、子育てゆめるん課にご連絡ください。

５．無断欠席について

保育所等を欠席される場合は、早めに保育所等へご連絡ください。無断欠席を２～３日されますと、保育所等の職員又は子育てゆめるん課職員が電話連絡、自宅訪問をすることがあります。

広 域 入 所

南あわじ市に住民票があり、市外の保育施設へ入所希望する場合は、子育てゆめるん課で手続きしてください。入所要件は、市外の保育所等へ入所しなければならない相当な理由があり、かつ入所を希望する保育施設が所在する市町村が認めた場合となります。

市外施設の入所申込期間は、南あわじ市とは異なりますので、希望する施設所在の市町村へ直接ご確認いただき、その期間中に提出が間に合うよう、子育てゆめるん課でお手続きください。

一時保育サービスについて（市こども園・福良こども園）

保護者の方がパートなどで週１～３日だけ断続的に働いたり、農作業などで一時的に保育できない場合や、ケガ・病気で入院する等のために家庭で保育が困難となった場合、または出産など緊急時の必要な時にお子さんを保育施設（市こども園・福良こども園）でお預かりします。毎日保育施設に通うのではなく、断続的な入所を希望する場合に利用することができます。

利用できる児童は、認可保育所等に入所していない児童です（里帰り出産等を除く）。利用するためには、保育所入所と同様に保育を必要とする証明書等を利用希望の約 15 日前までに提出する必要があります。定員のため利用できない場合もありますので、事前に子育てゆめるん課又は各施設へお問合せください。

病後児保育について（市こども園病後児保育室）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを看護師と保育士がお子さんの体調に合わせ、一時的にを専用の保育室でお預かりし保育を行います。利用には、事前の登録が必要です。

利用を希望する場合は、子育てゆめるん課へお問い合わせください。

入所できなかった際の証明について

育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず入所を申し込むことはできません。

速やかな職場復帰のために保育所等に申し込みをしたが、希望の施設が定員等で入所できなかった場合に、入所できない証明（保留通知書）を発行しますので、希望する方は子育てゆめるん課でお手続きしてください。

年度途中の申込みについて

10 月の一斉受付終了後に、令和8年度途中に入所する必要が生じた方は、入所を希望する前月 15 日頃までに申込書類を提出してください。ただし、定員を超えた場合等、入所できないことがあります。

教育・保育給付認定申請書兼特定教育保育施設等入所申込書

令和７年１０月２０日

令和８年度申込の場合、
令和７年１月１日現在の住所を記入

南あわじ市長 及び 南あわじ市福祉事務所長 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定の申請及び教育・保育の利用の申し込みをします。また、市が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者等を含む)及び世帯情報を閲覧すること、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対し掲示することに同意します。

申請者（保護者）	(フリガナ) 氏　名		生年月日	性別	申請する児童との続柄
	ミナミアワジ　アユミ 南淡路　あゆみ		平成１０年５月１日生	□男性 ☑女性	母
申請者住所連絡先	現　住　所			自宅電話	0799-43-5219
	〒656-0492 南あわじ市市善光寺22番地1			父携帯	090-1111-1111
				母携帯	090-2222-2222
	認定希望日の前年1月1日現在の住所	父親	☑現住所と同じ　（　）		
		母親	□現住所と同じ　（ 洲本市本町三丁目4番10号 ）		
保育の希望の有無	☑有　※保護者の労働等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 □無　※幼稚園・認定こどもの園の教育部分（午前中）のみの利用を希望する場合 ※保育の希望が「有」の場合は、裏面の「家庭調査票」以降もご記入ください。				
保育の実施を必要とする理由	父	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待・ＤＶ □育児休業取得 □その他			
	母	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □虐待・ＤＶ ☑育児休業取得 □その他			

理由により証明書、申立書等が必要

（継続児童は記入しないでください）入所を希望する児童					
1人目	(フリガナ) 氏　名		生年月日	性別	生計同一児童中
	ミナミアワジ　ユメ 南淡路　ゆめ		令和４年５月１日生	□男性 ☑女性	第　１　子目
	現住所	☑申請者と同じ　□申請者と異なる（　）			
	保育期間	令和８年４月１日　から☑ 小学校就学前まで　□　年　月　日			
	保育時間	□標準時間（8時～18時）　☑短時間（8時～16時） ※注 神代保育所、市こども園の標準時間は7:30～18:30			
2人目	(フリガナ) 氏　名		生年月日	性別	生計同一児童中
	ミナミアワジ　タロウ 南淡路　太郎		令和７年10月２日生	☑男性 □女性	第　２　子目
	現住所	☑申請者と同じ　□申請者と異なる（　）			
	保育期間	令和８年９月１日　から☑ 小学校就学前まで　□　年　月　日			
	保育時間	□標準時間（8時～18時）　☑短時間（8時～16時） ※注 神代保育所、市こども園の標準時間は7:30～18:30			
3人目	(フリガナ) 氏　名		生年月日	性別	生計同一児童中
			年　月　日生	□男性 □女性	第　子目
	現住所	□申請者と同じ　□申請者と異なる（　）			
	保育期間	年　月　日　から□ 小学校就学前まで　□　年　月　日			
	保育時間	□標準時間（8時～18時）　□短時間（8時～16時） ※注 神代保育所、市こども園の標準時間は7:30～18:30			

利用希望施設名	第1希望	市こども園	（希望理由）	☑所在地が近い　☐兄弟姉妹と同じ　☐職場が近い ☐保育内容が魅力的　☐その他（　　）
	第2希望	八木保育所	（希望理由）	☑所在地が近い　☐兄弟姉妹と同じ　☐職場が近い ☐保育内容が魅力的　☐その他（　　）
	~~第3希望~~	榎列保育所	（希望理由）	☐所在地が近い　☐兄弟姉妹と同じ　☑職場が近い ☐保育内容が魅力的　☐その他（　　）

全て記入する必要はないが、記載されていない施設への調整はしないことに留意

○入所（園）児童の家庭の状況

児童の世帯員	（フリガナ） 氏　　名	申請する児童との続柄※	生年月日	職業又は学校・保育所名等	同居別居の別	別居の場合、個人番号（マイナンバー）を記入してください
	ミナミアワジ　ススム 南淡路　進	父	平成１０年４月２日	会社員	☑同居 ☐別居	
	ミナミアワジ　アユミ 南淡路　あゆみ	母	平成１０年５月１日	会社員	☑同居 ☐別居	
	ミナミアワジ　ジロウ 南淡路　次郎	弟	令和６年９月３０日		☑同居 ☐別居	入所を希望する児童以外の世帯員を記入
	ミナミアワジ　マサカズ 南淡路　正一	祖父	昭和３３年７月５日	農業	☑同居 ☐別居	
	ミナミアワジ　マサコ 南淡路　正子	祖母	昭和３３年８月５日	農業	☑同居 ☐別居	
			年　月　日		☐同居 ☐別居	

ひとり親家庭	在宅障害児（者）のいる世帯	生活保護の状況
☑非該当　☐該当　☐離婚調停中	☐非該当　☑該当 ※該当者がいる場合は障害者手帳・特別児童扶養手当受給証明書の写しを添付してください。	☑適用なし　☐適用あり （　　年　月　日保護開始）

※申請児童を除く世帯員を記入してください。

※申請児童が複数人いる場合は、1人目の申請児童との続柄となります。

※前ページの「保育の希望の有無」において「無」の場合はここまでです。「有」の場合は以降もご記入ください。

※幼稚園の利用を希望する場合はここまでです。保育の希望「有」の場合は別途手続きが必要です。

家　庭　調　査　票

就労証明書の「６就労時間」で確認

父親の状況	父親の有無	☑有　☐無（☐死亡 ☐離婚 ☐別居中 ☐行方不明 ☐その他（　　））			
	保育の実施を必要とする理由 ☑就労	☑外勤	勤務先	月の就労時間	
			●●株式会社	（勤務証明書の「６就労時間」を参考に記入） 月間　１６４　時間	
		☐自営業	業　種	従事区分	月の就労時間
				（勤務証明書の「５雇用の形態」「６就労時間」を参考に記入） ☐中心者　☐専従者等	月間　　時間
	☐その他	※前ページの「保育の実施を必要とする理由」のうち就労以外にレ点を入れた場合に「その他」にレ点を入れてください。「その他」にレ点を入れた場合は各種申立書を提出してください。 ※就労（外勤、自営業）、育児休業取得をチェックした場合は勤務証明書を提出してください。			
母親の状況	母親の有無	☐有　☐無（☐死亡 ☐離婚 ☐別居中 ☐行方不明 ☐その他（　　））			
	保育の実施を必要とする理由 ☑就労	☑外勤	勤務先	月の就労時間	
			○○事業所	（勤務証明書の「６就労時間」を参考に記入） 月間　１４０　時間	
		☐自営業	業　種	従事区分	月の就労時間
				（勤務証明書の「５雇用の形態」「６就労時間」を参考に記入） ☐中心者　☐専従者等	月間　　時間
	☐その他	※前ページの「保育の実施を必要とする理由」のうち就労以外にレ点を入れた場合に「その他」にレ点を入れてください。「その他」にレ点を入れた場合は各種申立書を提出してください。 ※妊娠・出産の場合は母子健康手帳（表紙・分娩予定日掲載ページ）の写しを提出してください。 ※就労（外勤、自営業）、育児休業取得をチェックした場合は勤務証明書を提出してください。			

育児休業中の場合も勤務先、雇用契約上の就労時間を記載してください。

就労以外は各種申立書が必要

祖父母の状況			氏名	職業	健康状態	現住所
	父方	祖父	南淡路　正一	農業	健康	南あわじ市市善光寺22-1
		祖母	南淡路　正子	農業	健康	南あわじ市市善光寺22-1
	母方	祖父	北淡路　昭夫	農業	健康	淡路市生穂新島8
		祖母	北淡路　昭子	パート	健康	淡路市生穂新島8

児童の状況1人目	児童名	南淡路　ゆめ	
	心身の発育状況	☑気になるところがない　☐虚弱　☐未熟　☐疾病	
	身辺自立性	食事(☑ひとりでする　☐たべさせる)	着脱(☐ひとりでする　☑してやる)
		用便(☐ひとりでする　☑しらせる　☐おむつをしている)	
	言語・社会性	言葉のおくれ(☐ない　☐ある)	友達(☑一緒に遊べる　☐遊べない)
	今までにかかった大きな病気	☑無　☐有　病名（　　）	
	アレルギー	☐無　☑有　(☑食物アレルギー　☐ぜんそく　☐その他(　　))	
	除去食の必要性	☐無　☑有　(☑卵　☐乳　☐小麦　☐その他(　　))	
	特記事項	―　ことばの遅れ等や健診時に医師から伝えられた事、保育所等に伝えておきたい事などがあれば記入してください。保育の参考とするためで、利用調整には影響ありません。	
	保育の状況	現在誰が保育しているか	☑家族　☐保育施設・託児所（施設名　　）

児童の状況2人目	氏名	南淡路　太郎	
	心身の発育状況	☐気になるところがない　☑虚弱　☐未熟　☐疾病	
	身辺自立性	食事(☐ひとりでする　☑たべさせる)	着脱(☐ひとりでする　☑してやる)
		用便(☐ひとりでする　☐しらせる　☑おむつをしている)	
	言語・社会性	言葉のおくれ(☑ない　☐ある)	友達(☑一緒に遊べる　☐遊べない)
	今までにかかった大きな病気	☐無　☑有　病名（　熱性けいれん　）	
	アレルギー	☑無　☐有　(☐食物アレルギー　☐ぜんそく　☐その他(　　))	
	除去食の必要性	☑無　☐有　(☐卵　☐乳　☐小麦　☐その他(　　))	
	特記事項		
	保育の状況	現在誰が保育しているか	☑家族　☐保育施設・託児所（施設名　　）

児童の状況3人目	氏名		
	心身の発育状況	☐気になるところがない　☐虚弱　☐未熟　☐疾病	
	身辺自立性	食事(☐ひとりでする　☐たべさせる)	着脱(☐ひとりでする　☐してやる)
		用便(☐ひとりでする　☐しらせる　☐おむつをしている)	
	言語・社会性	言葉のおくれ(☐ない　☐ある)	友達(☐一緒に遊べる　☐遊べない)
	今までにかかった大きな病気	☐無　☐有　病名（　　）	
	アレルギー	☐無　☐有　(☐食物アレルギー　☐ぜんそく　☐その他(　　))	
	除去食の必要性	☐無　☐有　(☐卵　☐乳　☐小麦　☐その他(　　))	
	特記事項		
	保育の状況	現在誰が保育しているか	☐家族　☐保育施設・託児所（施設名　　）

※「特記事項」には養育上心配なことや、入園後先生に伝えておきたいことがあれば記入してください。

兄弟姉妹が既に入所している場合、この書類の提出は不要です。

南あわじ市

預金口座振替（新規・変更・廃止）依頼書
自動払込利用申込書兼廃止届書

（金融機関用）

☑ 市税・保険料・保育料等を口座振替(自動払込)によって納税(付)したいので、次のとおり依頼いたします。
☐ 市税・保険料・保育料等の口座振替(自動払込)を中止(廃止)いたします。

振替(払込)開始・廃止年月	8 年 4 月

市税等の口座振替開始は、手続き後約1ケ月が必要です。

太線の中だけ記入してください。

7 年 10 月 16 日提出

① どちらか一つに記入してください

金融機関	☑三井住友銀行	☐淡路信用金庫	☐徳島大正銀行	⑤ 南あわじ ~~あわじ~~ 南淡路 支店 支所
	☐みなと銀行	☐淡陽信用組合	☐近畿労働金庫	
	☐あわじ島農業協同組合	☐なぎさ信用漁業協同組合連合会		

預金種別			口座番号（右づめで記入）							金融機関コード・支店コード						
普通	当座	納税準備	1	2	3	4	5	6	7							

ゆうちょ銀行	種目コード			通帳記号（6桁目がある場合は※に記入）						通帳番号（右づめで記入）						
	1	6 7	6	1				0	※							

② 口座名義人住所 〒 656-0492 南あわじ市市善光寺２２番地１ お届出印（2枚目にも押印して下さい）

（フリガナ） ミナミアワジ　ススム 電　話

口座名義人 南淡路　進 （ 0799－ 43−5219 ） 南淡路

払込先加入者名 南あわじ市会計管理者

③

NO.	税目・科目	納付方法	契約種別	払込先口座番号	振替(払込) 日	備　考
1	市県民税（普通徴収）	全期前納 ○がなければ期別	35	01170-4-960133	各納期の末日	下記の【市税】納税義務者欄をご記入ください ※1
2	固定資産税	全期前納 ○がなければ期別	35			
3	軽自動車税（種別割）	各期のみ	35			
4	国民健康保険税	各期のみ	35	01100-5-960110		
5	介護保険料	各期のみ	28	01120-4-960104	各納期の末日	被保険者番号 ※2
6	後期高齢者医療保険料	各期のみ	28	01180-1-960207		被保険者番号 ※2
7	保育料	各期のみ	30	01150-1-960131	25日	下記の【保育料・給食費】納付義務者欄をご記入ください ※3
8	保育所等（給食費）	各期のみ	30			
9	延長保育料	各期のみ		(ゆうちょ銀行は除く)		
10	一時保育利用料	各期のみ				

※振替(払込) 日が、土日祝日の場合は翌営業日

※1【市税】対象項目欄NO.1～4に○のある方のみ

納税義務者	住所	電　話（　）
	(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 氏名
	(フリガナ) 氏名	(フリガナ) 氏名

※2【保険料】対象項目欄NO.5～6に○のある方のみ　（口座名義人と異なる場合は記入してください）

納付義務者	住所	電　話（　）
	(フリガナ) 氏名	

※3【保育料・給食費】対象項目欄NO.7～10に○のある方のみ　（対象となる保護者、児童の氏名等を記入してください）

④

納付義務者	住所 南あわじ市市善光寺22番地1	電　話（0799-43-5219 ）
	(フリガナ) 保護者氏名 ミナミアワジ　ススム 南淡路　進	(フリガナ) 児童氏名 ミナミアワジ　ユメ　・　タロウ 南淡路　ゆめ　・　太郎

記入方法

① **振替（払込）指定口座の内容を金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入し、お届出印を押印してください。**
（複写のため、１枚目と２枚目の２か所に押印をお願いします。３枚目のお客様控は切り離してご自身で保管ください）
② **住所は、通帳の届出の住所（通帳作成時の住所）を記入してください。**
③ **納付義務者※３【保育料・給食費】№７～１０の対象項目のうち保育料と保育所等（給食費）の両方に○の記入ください。**
④ **住所・保護者及び児童氏名は書類不備の連絡の際に必要ですので必ず記入してください。**
⑤ **記載内容を訂正する場合は、お届出印を押印してください。**

参考資料（保育料徴収基準額について）

令和７年度の南あわじ市保育料徴収基準額一覧です。
令和８年度は、変更になる場合がありますのでご了承ください。

◎税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
◎市町村民税所得割の額を課された賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有していた場合は、賦課期日において南あわじ市に住所を有していたとみなして算定した額とします。
◎結婚・離婚等で家族構成が変更になりましたら、保育料が変更になることがありますので、必ず手続きをお願いいたします。
◎年度途中に税額が変更となった場合（修正申告等）についても、子育てゆめるん課までご連絡をお願いします。

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準月額（年齢は令和７年４月１日現在）			
階層区分	定義		３歳未満児の場合		３歳児以上の場合	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
第１階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等		０円	０円	保育料　０円 給食費　０円	
第２階層	市民税非課税世帯		０円	０円		
第３階層	市民税（所得割額）	４８，６００円未満	１９，５００円	１７，５００円		
		ひとり親等世帯	９，０００円	９，０００円		
第４階層		４８，６００円以上 ５７，７００円未満	２８，０００円	２６，０００円		
		ひとり親等世帯 77,101 円未満	９，０００円	９，０００円		
		５７，７００円以上 ９７，０００円未満 ※ひとり親等世帯については、77,101 円以上	２８，０００円	２６，０００円	保育料　０円 給食費　別途徴収	
第５階層		９７，０００円以上 １６９，０００円未満	３７，０００円	３５，０００円		
第６階層		１６９，０００円以上 ３０１，０００円未満	４１，５００円	３９，５００円		
第７階層		３０１，０００円以上 ３９７，０００円未満	４５，０００円	４３，０００円		
第８階層		３９７，０００円以上	４８，０００円	４６，０００円		

◎「ひとり親世帯等」に該当するのは以下の世帯です。

①ひとり親世帯

②在宅障害児（者）のいる世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する方のいる世帯
特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯

③その他の世帯・・・保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯

多子世帯やひとり親世帯等への保育料の負担軽減について

＜きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料となります※１＞
※１　階層区分によって、多子計算のカウント方法が異なります（下図参照）。
※２　給食費は半額の対象となりません。

市民税所得割額　57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の世帯（小学生以上もカウントする）
※ひとり親世帯等は、２人目以降無料となります

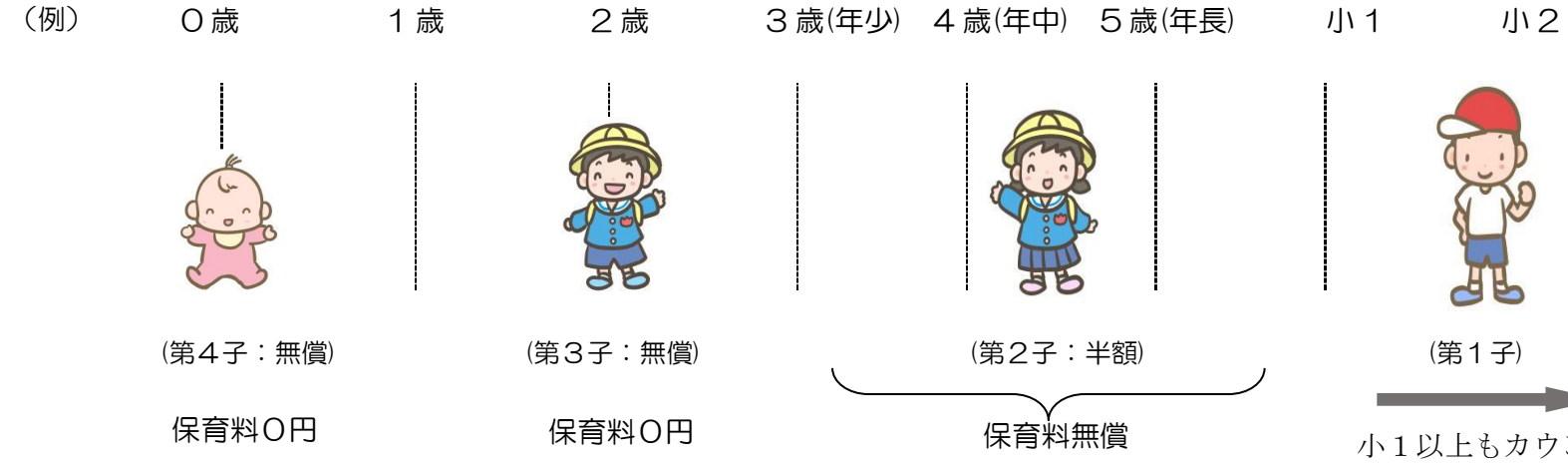

市民税所得割額　57,700 円以上（ひとり親世帯等は 77,101 円以上）の世帯（小学生以上はカウントしない）

市内保育所等一覧

１．市立保育所（園）

	所　在　地	電話番号	定員	受入年齢	備　考
倭文保育園	倭文庄田 275 番地	46-0654	60	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
広田保育園	広田中筋 195 番地 1	45-0040	150	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
榎列保育所	榎列下幡多 432 番地	42-2392	120	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
八木保育所	八木鳥井 427 番地	42-0559	120	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00 土曜日保育(集約) 8：00～18：00※認定時間による
神代保育所	神代地頭方 1496 番地 1	42-1252	120	生後 10 ヵ月以上	平日　7：30～18:30 延長保育(有料)7：00～19：00
志知保育所	志知佐礼尾 363 番地	42-3101	45	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
賀集保育所	賀集 1028 番地	54-0458	120	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
北阿万保育所	北阿万新田中 57 番地 1	55-0075	90	生後 1 歳以上	平日　8：00～18:00
阿万保育所	阿万下町 41 番地	55-0133	90	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00

２．市立幼保連携型認定こども園

伊加利こども園	伊加利 614 番地 2	39-0026	36	生後 10 ヵ月以上	平日　8：00～18:00
市こども園	市三條 886 番地	42-0215	175	生後 10 ヵ月以上	平日　7：30～18:30 延長保育(有料)7：00～19：00 一時保育、病後児保育

３．市立幼稚園

湊　幼稚園	湊 736 番地	36-2835	45	3 歳児以上	平　日　8：30～16:00
津井幼稚園※	津井 2280 番地 2	38-0352	45	3 歳児以上	平　日　8：30～16:00
志知幼稚園	志知南 15 番地	36-3340	45	3 歳児以上	平　日　8：30～16:00

※休園中。申込人数が少数の場合、引き続き休園となります。

４．公私連携幼保連携型認定こども園

福良こども園	福良乙 1198 番地 1	52-0252	93	生後 10 ヵ月以上	平　日 7：30～18：30 一時保育有 土曜日 7：30～12：30

５．私立幼保連携型認定こども園

幼保連携型 認定こども園　松帆北	松帆櫟田 198 番地	36-2410	45	生後 2 ヵ月以上	月～土 7：30～18：30
幼保連携型 認定こども園　松帆南	松帆高屋乙 192 番地	36-2344	86	生後 2 ヵ月以上	月～土 7：30～18：30

６．地域型保育所

すくすく保育園	八木寺内 1152 番地 1	43-2139	19 (地域枠 5)	生後 2 ヵ月以上	月～金 7：30～18:30 土曜日 7：30～18:00
翁寿園保育所	八木寺内 373 番地 1	42-6006	7 (地域枠 2)	生後 10 ヵ月以上	月～土 8：30～18:00
よつば保育園	広田広田 889 番地 9	45-1551	12	生後 10 ヵ月以上	平　日 7：30～18：30 土曜日 8：30～17：30
沼島よつば保育園	沼島 2368-1 沼島総合ｾﾝﾀｰ内	070-1066 -2605	6	生後 10 ヵ月以上	平　日 8：30～17：00 土曜日(第 2 第 4):9：00～15：00

７．私立幼稚園

淡路さゆり幼稚園	潮美台 1 丁目 26 番地	52-0778	15	満 3 歳以上	平　日　9：00～18：00